

第26号議案

島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第1条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「財務、消防及び防災」を「情報公開、税務、財産管理、防災、地域振興及び観光」に改める。

第3条第1項中「財務、消防、防災その他」を「情報公開、税務、財産管理、地域振興、商工業及び観光に関する事務(地域振興、商工業及び観光に関する事務については、次項に規定する西部県民センターに限る。)並びにこれらの事務のほか」に改める。

第8条第1項中「及び建築に関する事務」を「、建築及び防災に関する事務(土木に関する事務のうち浜田市及び江津市の区域の港湾の管理及び振興に関する事務を除く。)」に改め、同条第3項を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(港湾振興センター)

第9条 港湾の管理及び振興に関する事務を分掌させるため、港湾振興センターを設置する。

2 港湾振興センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
浜田港湾振興センター	浜田市	浜田市、江津市

(島根県部設置条例の一部改正)

第2条 島根県部設置条例(平成15年島根県条例第16号)の一部を次のように改

正する。

第2条中「総務部」を「^{総務部}
防災部」に改める。

第3条の表総務部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項の次に次のように加える。

防災部

- (1) 防災及び危機管理に関する事項
- (2) 消防に関する事項
- (3) 原子力の安全対策に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際浜田県土整備事務所の長がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜田県土整備事務所の長に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例第9条第2項に規定する浜田港湾振興センター（以下「浜田港湾振興センター」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、浜田港湾振興センターの長がした処分その他の行為又は浜田港湾振興センターの長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(島根県防災会議条例の一部改正)

- 3 島根県防災会議条例（昭和37年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「防災部」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「総務部原子力安全対策課」を「防災部原子力安全対策課」に改める。